第九条の見出しを「（環境影響評価の項目に係る調査の手法）」に改め、同条第一項第三号中「以下」を「次項において読み替えて準用する第七条第四項、次条及び別表第二において」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　第七条第二項から第四項までの規定は、前項の対象放水路事業に係る環境影響評価の調査の手法について準用する。この場合において、同条第二項中「前項第二号」とあるのは「第二十四条第一項第二号」と、「選定事項」とあるのは「選定項目」と、同条第三項及び第四項中「第一種放水路事業を実施しようとする者」とあるのは「事業者」と、「第一項」とあるのは「第二十四条第一項」と、同条第三項中「現地調査及び踏査等を行う場合」とあるのは「調査の手法を選定するに当たって」と、同条第四項中「文献名その他の当該情報の出自等」とあるのは「文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性」と読み替えるものとする。

第九条中第四項及び第五項を削り、第六項を第四項とし、同条を第二十四条とする。

第八条第一項中「勘案して」を「勘案しつつ、最新の科学的知見を反映するよう努めるとともに、最適な手法を」に改め、同条を第二十三条とする。

第七条の見出しを「（環境影響評価の項目に係る調査、予測及び評価の手法）」に改め、同条中「第十二条」を「第二十七条」に改め、同条第一号中「（当該環境要素に係る物質の量的な変化を含む。）」を削り、同条に次の一項を加える。

2　事業者は、前項の規定により調査、予測及び評価の手法を選定するに当たっては、計画段階配慮事項の検討において収集及び整理した情報並びにその結果を最大限に活用するものとする。

第七条を第二十二条とする。

第六条第一項中「環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）」を「影響要因」に改め、同条第四項第一号イ⑵中「騒音」の下に「（周波数が二十ヘルツから百ヘルツまでの音によるものを含む。以下同じ。）及び超低周波音（周波数が二十ヘルツ以下の音をいう。）」を加え、同号ロ⑴中「（地下水の水質を除く。別表第一において同じ。）」を削り、同項第四号中「次条第六号」を「次条第一項第六号」に改め、同条第五項を次のように改める。

5　第五条第四項から第六項までの規定は、第一項本文の規定による選定について準用する。この場合において、同条第四項から第六項までの規定中「第一種放水路事業を実施しようとする者」とあるのは「事業者」と、同条第四項及び第六項中「第一項」とあるのは「第二十一条第一項本文」と、同条第四項中「前条」とあるのは「第二十条」と、同条第五項中「前項」とあるのは「第二十一条第五項において読み替えて準用する前項」と、同条第六項中「同項」とあるのは「同項本文」と、「事項（以下「選定事項」という。）について」とあるのは「項目（以下この条、次条、第二十四条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第七条第二項、第二十五条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第八条第三項、第二十六条、第二十九条及び第三十二条において「選定項目」という。）として」と読み替えるものとする。

第六条第六項を削り、同条第七項中「選定した項目（以下「選定項目」という。）」を「選定項目」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を削り、同条を第二十一条とする。

第五条の見出しを「（環境影響評価項目等の選定に係る事業特性及び地域特性の把握）」に改め、同条第一項中「当たっては」の下に「、計画段階配慮事項の検討の経緯等について整理した上で」を、「内容（以下」の下に「この条、次条第二項及び第三項、同条第五項において読み替えて準用する第五条第四項、第二十三条、第二十四条、第二十五条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第八条第三項、第二十七条並びに第三十二条において」を、「自然的社会的状況（以下」の下に「この条、次条において読み替えて準用する第五条第四項、第二十四条、第二十五条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第八条第三項、第二十七条及び第三十二条において」を加え、同項第二号イ⑵を次のように改める。

⑵　水環境の状況（環境基準の確保の状況を含む。）

第五条第三項第二号中「関係する地方公共団体」を「対象放水路事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する地方公共団体（以下「関係する地方公共団体」という。）」に改め、同条を第二十条とする。

第四条中「第十一条第三項」を「第十一条第四項」に、「第十二条」を「第二十七条」に改め、同条を第十九条とし、第三条を第十八条とする。

第二条第一項第三号中「。第五条第一項第一号ロ及び第十八条第一項第二号において同じ」を「をいう。以下同じ」に改め、同条第二項中「第五条第一項第二号」を「第二十条第一項第二号」に改め、同条第四項中「第五条第一項第四号」を「第五条第一項第七号」に、「専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）」を「専門家等」に改め、同項に後段として次のように加える。

また、当該専門家等の所属機関の種別についても、明らかにするよう努めるものとする。

第二条を第十七条とする。

第一条の二第一項第二号中「環境の構成要素（以下「環境要素」という。）」を「環境要素」に改め、同号ハを次のように改める。

ハ　人為的な改変をほとんど受けていない自然環境、野生生物の重要な生息地若しくは生育地又は第六条第三号イからニまでに掲げる重要な環境要素が存在する地域

第一条の二第一項第三号中「法令、条例又は法第五十三条の行政指導等（以下「法令等」という。）」を「法令等」に改め、同項第四号イを次のように改める。

イ　水質の汚濁（生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素又は全燐（りん）に関するものに限る。）又は騒音に係る環境基準が確保されていない地域

第一条の二を第十六条とする。

第一条中「環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号。次条第二項第一号及び第二条第一項において「令」という。）」を「令」に、「環境影響評価法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条を第十五条とし、同条の前に次の十四条を加える。

（法第三条の二第一項の主務省令で定める事項）

第一条　環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号。以下「令」という。）別表第一の二の項のレの第二欄に掲げる要件に該当する第一種事業（以下「第一種放水路事業」という。）に係る環境影響評価法（以下「法」という。）第三条の二第一項の主務省令で定める事項は、第一種放水路事業が実施されるべき区域の位置（第一種放水路事業であって、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第八条に規定する河川工事として行うものについては、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十条の三第二号イの施行の場所をいう。第三条第一項において同じ。）及び第一種放水路事業の規模（土地の形状を変更する面積をいう。以下同じ。）とする。

（計画段階配慮事項に係る検討）

第二条　第一種放水路事業に係る法第三条の二第三項の規定による計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針については、次条から第十条までに定めるところによる。

（位置等に関する複数案の設定）

第三条　第一種放水路事業を実施しようとする者は、第一種放水路事業に係る計画段階配慮事項についての検討に当たっては、第一種放水路事業が実施されるべき区域の位置又は第一種放水路事業の規模に関する複数の案（以下「位置等に関する複数案」という。）を適切に設定するものとし、当該複数の案を設定しない場合は、その理由を明らかにするものとする。

2　第一種放水路事業を実施しようとする者は、前項の規定による位置等に関する複数案の設定に当たっては、第一種放水路事業に代わる事業の実施により当該放水路と同等の治水上の機能その他の機能が確保される場合その他第一種放水路事業を実施しないこととする案を含めた検討を行うことが合理的であると認められる場合には、当該案を含めるよう努めるものとする。